

令和8年度

生活産業常任委員会

資料

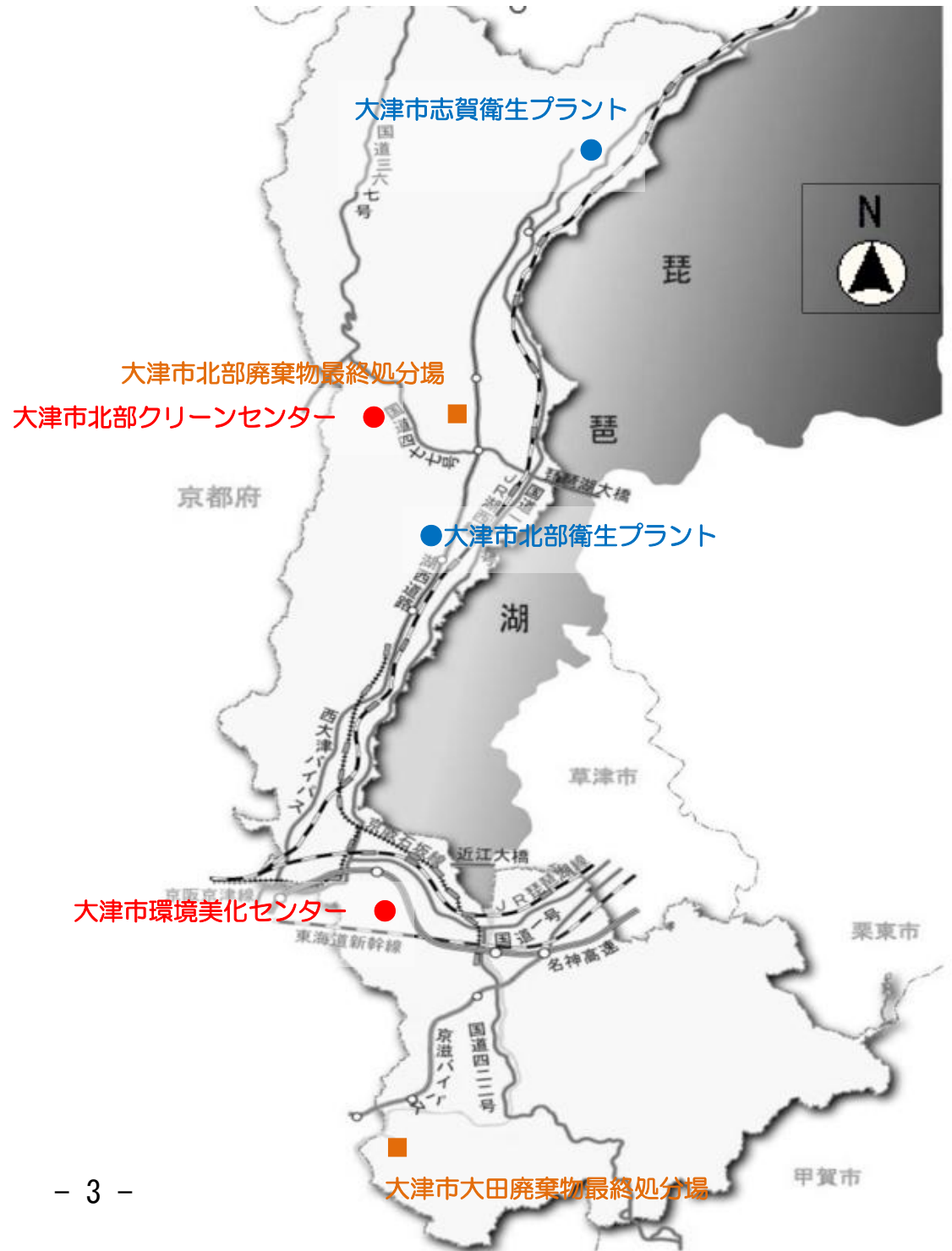
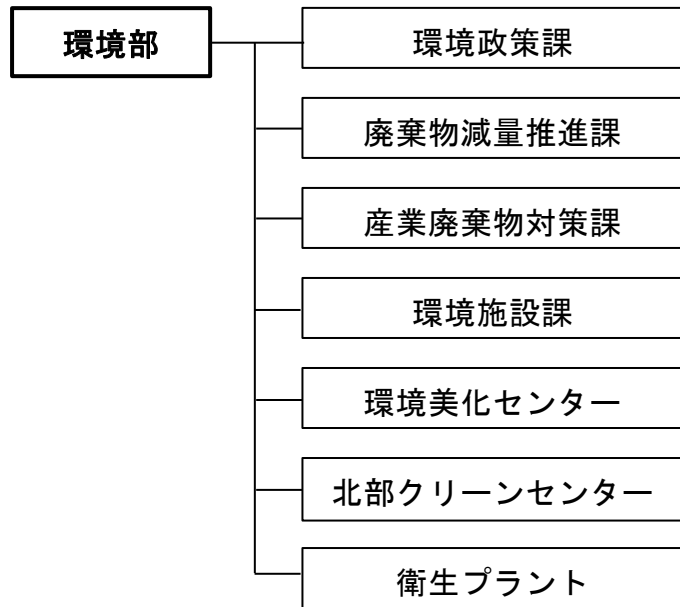
環境部

目 次

■環境部機構図及び所管施設概要図	・ ・ ・ ・ ・ 3
■各課の概要	
環境政策課	・ ・ ・ ・ ・ 4
廃棄物減量推進課	・ ・ ・ ・ ・ 25
産業廃棄物対策課	・ ・ ・ ・ ・ 40
環境施設課	・ ・ ・ ・ ・ 49
環境美化センター	・ ・ ・ ・ ・ 54
北部クリーンセンター	・ ・ ・ ・ ・ 62
衛生プラント	・ ・ ・ ・ ・ 71

■環境部機構図 及び 所管施設概要図

(令和8年4月1日現在)



環境政策課

1 環境政策課の事務概要

(1) 環境管理グループ

- ①部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
- ②特定旅館建築審議会に関すること。
- ③公害防止資金の貸付けに関すること。
- ④公印の保管に関すること。
- ⑤課の一般庶務に関すること。

(2) ゼロカーボン推進グループ

- ①環境施策の総合企画及び総合調整に関すること。
- ②環境施策推進本部に関すること。
- ③環境審議会に関すること。

④環境マネジメントシステムの推進に関する事。

⑤事業者の環境管理の推進に関する事。

⑥環境保全協定の締結に関する事。

(3) 環境保全グループ

①環境保全意識の普及及び啓発に関する事。

②環境保全活動の推進に関する事。

③路上喫煙等の防止に関する事。

④環境情報システムに関する事。

⑤煌めき大津環境賞に関する事。

⑥保護樹木及び保護樹林に関する事。

⑦空地の適正な管理に係る指導及び勧告に関する事。

(4) 公害規制グループ

- ①水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定による届出の受理及び規制指導等に関すること。
- ②水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境監視に関すること。
- ③悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定による悪臭の規制等に関すること。
- ④土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定による指定区域の指定、措置命令、土地の調査報告等に関すること。
- ⑤公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）等の規定による公害に係る苦情の処理等に関すること。
- ⑥特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の規定による公害防止統

括者等の届出の受理等に関すること。

- ⑦大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）の規定による許可、届出の受理、規制指導等に関すること。
- ⑧滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和54年滋賀県条例第37号）の規定による許可、届出の受理、規制指導等に関すること。
- ⑨環境影響評価に関すること。
- ⑩発生源における排水、ばい煙、土壌、騒音、振動及び悪臭に係る各種調査に関すること。
- ⑪水環境、大気汚染、土壌環境、音環境（環境騒音）に係る各種調査に関すること。
- ⑫大気汚染に係る緊急時の連絡に関すること。
- ⑬水環境、大気汚染等に係る研究に関すること。

2 令和7年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 環境監視等調査業務

① 大気環境監視調査

大気汚染防止法に基づき大気環境の実態を把握するため、市内7地点の監視局において大気環境の監視を実施した。

光化学スモッグの原因となるオキシダントは、10～1月以外のほとんどの期間で環境基準を上回っていた。微小粒子状物質(PM2.5)は、環境基準を下回っていた。二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、大きな変動は確認されず、年間を通じて環境基準を下回っていた。近年の大気環境の状況は、自動車排ガス対策などの取組が進み、全体的に良好である。



② 水質環境監視調査

水質汚濁防止法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき水質環境の実態を把握するため、環境基準が設定されている市内24河川において毎月1回水質の調査を実施した。

カドミウム等の有害物質が含まれる健康項目及びPFOS・PFOAを含む要監視項目は、すべての調査で基準を下回っていた。また、生活環境項目のうち大腸菌数は滝川、八屋戸川、喜撰川、柳川、吾妻川において基準値超過をしていたものの、水質の汚濁状態をあらわす代表的な指標であるBODは、全ての河川で基準を達成していた。近年の水質は、ほとんどの地域で下水道が整備されていることもあり、全体的に良好である。

調査対象河川			
北 部	滝 川	比 良 川	
	八 屋 戸 川	天 川	
	喜 撰 川	和 邇 川	
	真 野 川		
中 部	天 神 川	雄 琴 川	
	大 正 寺 川	大 宮 川	
	際 川	柳 川	
	吾 妻 川	相 模 川	
	兵 田 川	長 沢 川	
南 部	盛 越 川	三 田 川	
	多 羅 川	千 丈 川	
	大 戸 川	信 楽 川	
	大 石 川		

(2) 大気常時監視局の適正配置に関する取組について

本市では、現在市内 7 か所で大気環境の常時監視を行っているが、平成 11 年に常時監視網を見直して以降、発生源対策が講じられ大気環境の改善が進む一方で、地球規模での気候変動や新たな高速道路の建設など市内の大気環境を巡る状況は変化している。

そのため、より効果的なデータ収集を行うことを目的として大気環境の状況を定量的に解析し、最適な常時監視網を再構築するための検討業務を実施した。

令和 6 年度に、周辺地域を含めて大気環境や発生源情報等のデータを集積し解析を行い、令和 7 年度に、その解析結果を用いて監視局の配置検討を行った。配置検討結果については、令和 7 年度の大津市環境審議会に報告し、有識者による審議を経て、令和 7 年度末をもって藤尾局舎を廃止することとした。

(3) 大津市環境基本計画（第3次）の中間見直しにかかる市民意識調査について

当該計画の中間見直し（令和9年3月策定予定）にあたり、市民意識の変化等を把握するための基礎調査として実施した。

《市民意識調査の概要》

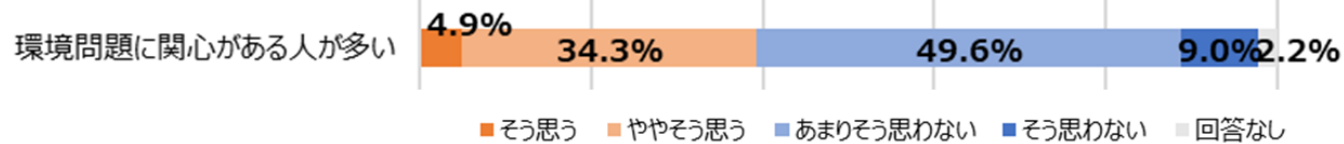
対 象：市民2,000人／事業者1,000社

調査期間：令和7年12月15日～令和8年1月12日

回 答 数：市民…923人（回答率46.2%）／事業者…306社（回答率30.6%）

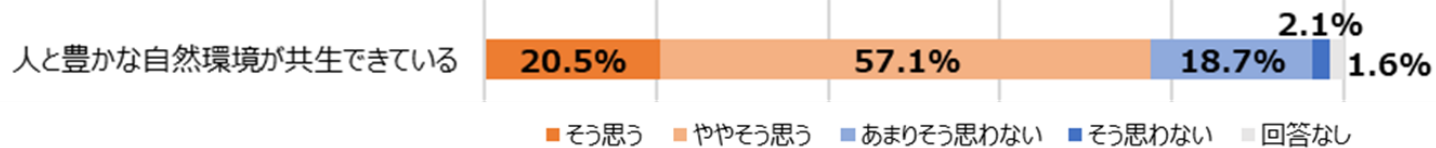
《市民意識調査の結果》

●基本目標1：協働（環境問題に関心がある人が多いと思うか）



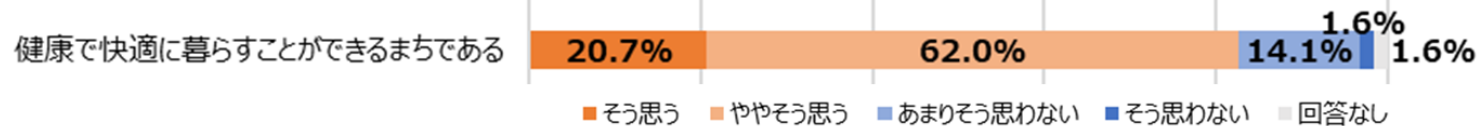
「環境問題に関心がある人が多い」に「そう思う」「ややそう思う」と回答した市民は全体の39.2%であった。

●基本目標2：生物多様性（人と豊かな自然環境が共生できている）



「人と豊かな自然が共生できている」に「そう思う」「ややそう思う」と回答した市民は全体の77.6%であった。

●基本目標5：健全（健康で快適に暮らすことができるまちである）



「健康で快適に暮らすことができるまちであると思うか」に「そう思う」「ややそう思う」と回答した市民は全体の82.7%であった。

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 環境企画推進事業（398,461千円）

① 大津市環境基本計画（第3次）にかかる中間見直しの実施

9年間（令和4年度～令和12年度）の計画期間の中間にあたり、現行計画の策定以降に改正された各種法令や市民意識調査の結果を踏まえた必要な改定を行う。

（今後のスケジュール）

令和8年4～9月	素案の作成、環境審議会への諮問・審議
9月	生活産業常任委員会報告
10～12月	環境審議会での審議、パブリックコメント原案作成
12月	生活産業常任委員会報告
令和9年1～2月	パブリックコメントの実施
3月	環境審議会からの答申、計画の策定

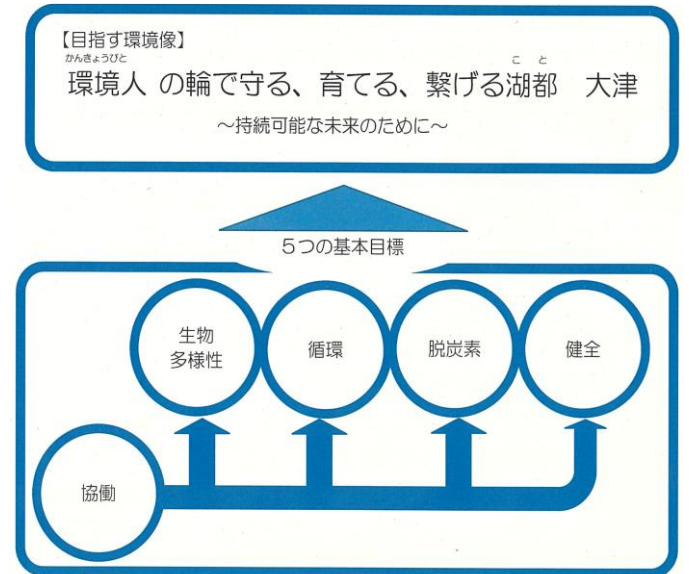
② 大津市環境基本計画（第3次）に基づく取組の進捗管理

第3次計画に基づく取組の令和7年度の進捗状況を取りまとめ、大津市環境審議会等での議論を踏まえて総括を行う。事業の成果は環境白書「大津市の環境」に取りまとめ、市民へ情報提供を行う。

また、今年度予定の計画の中間見直しは進捗状況も踏まえて行う。

③ 環境にやさしい大津市役所率先実行計画の推進

「環境オームス」（大津市独自の環境マネジメントシステム）については、平成21年度のシステム構築以降の取組みを通じて、職員全体に環境配慮行動が定着してきたことから、本年4月より職員や職場の自主性を重視した取組みに見直しを行ったところである。具体的には「省エネ」や「省資源」等の推進に係る項目を全所属の共通取組行動とするとともに、各所属が個別の取組行動を設定することも可能とした。さらに、当該計画については、令和4年度に、国の計画に準じて、2030年度の温室効果ガス総排出量の削減目標を2013年度比50.9%



《「大津市環境基本計画（第3次）」に掲げる
目指す環境像と5つの基本目標》

に上方修正したところであり、その目標達成のため、実施中の市有施設のLED化のほか、省エネや再エネ電力の導入等に取り組んでいく。

④ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組

(ア) 市有施設のESCO事業によるLED化改修（379,976千円、債務負担行為468,249千円（R8～9年度））

令和5年度に本庁舎新館の照明設備のLED化改修を実施するとともに、令和12年度までに庁外市有施設（約480施設）の照明設備を年次的にLED化改修する計画を作成した。

この計画を基に、現在、市内小中学校の約半数を対象とした第二期工事を行っている（令和7年度～令和8年度）。

さらに今年度は、市内小中学校の残りの半数を対象とする第三期（令和8年度～令和9年度）事業について、公募型プロポーザル方式による業者選定、業者による現地調査及び設計、改修工事の着手に取り組む。

(イ) シェアサイクル事業

「エコ移動」の普及により環境負荷の低減を図るため、公募により協働事業者を選定し、令和6年6月から令和8年3月末までの期間において市域における環境負荷の低減効果を図るためのシェアサイクル実証事業を実施。令和8年度からシェアサイクルの更なる普及と定着を図るため、改めて公募により選定した民間事業者との協働による本格事業へ移行している。

(ウ) 脱炭素推進事業

市有施設への再生可能エネルギー導入を目的とした「電力リバースオークション」により、令和8年4月から市民センターへの再エネ電力供給を開始しているほか、カーボンニュートラルに向けた取組みについて、さらなる検討をしている。今後も再エネ利用施設を増やせるよう取り組んでいく。

(エ) 地球温暖化防止等活動推進事業

第3次計画に掲げる環境像の実現や2050年カーボンニュートラルの実現のため、大津市地球温暖化防止活動推進センターと連携し、親子連れを対象とした参加体験型の環境学習イベント「おおつエコフェスタ」や「自然家族事業」、市民向けの連続講座「おおつ市民環境塾」、また家庭での節電等の取り組み推進のためスマートフォン等で気軽に参加し、節電量・CO2削減量を知ることができる「おおつエコライフチャレンジ」などの普及啓発事業を実施する。



【おおつエコライフチャレンジ
の実施イメージ】



【親子向けの環境イベント
「おおつエコフェスタ」の様子】

(オ) クーリングシェルター事業

気候変動適応法の改正により、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までの期間、危険な暑さから身を守ることを目的とした「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」を指定することが可能となった。これに伴い、令和6年度より、それまで市独自施策の「ちょっとひと休みできる一時休憩所」として開放してきた市有施設を、クーリングシェルターに指定するとともに、令和7年度からは、指定対象を民間施設にも拡大している。

今年度についても、クーリングシェルターを市有・民間の両施設において継続して運用していく。

(2) 環境人育成事業（975千円）

第3次計画に基づき、指導者研修会や大津こども環境探偵団事業など環境人の育成に資する取組を実施するとともに、多様な主体と連携した取組を推進する。

令和8年度予定

事業名	事業目的	プログラム名称または内容	定員 (人)
指導者研修会	自然体験活動に関する指導者スキルの向上	ネイチャーゲーム、クラフト制作など	40
大津こども環境探偵団	将来の大津を担う「環境人」として活躍できる人材の育成	カヌー探偵、瀬田しじみ探偵、洗堰探偵など	40

(3) 環境保全市民運動推進事業（15,992千円）

市民や事業者が、自らの手で快適な環境の保全を実現できるよう、市民運動を育成、支援する。

① 琵琶湖市民清掃（5,420千円）

琵琶湖市民清掃の実施主体である「琵琶湖を美しくする運動実践本部」に対し、補助金交付等で活動を支援する。令和8年度は6月7日に市内一斉実施を予定している。

令和7年度実績：実施日（6月8日）、参加46,097人、
ごみ収集量225トン、補助金交付額4,913千円

② 河川愛護活動（7,026千円）

地域の河川愛護団体が実施する河川の美化清掃活動に対し、活動報償費の支出や物品配布等により活動を支援する。あわせて、老朽化した河川愛護に関する看板の更新や撤去を行う。

令和7年度実績：報償費支出対象団体数60団体、報償費6,125千円
令和7年度河川愛護に関する看板修繕：撤去2箇所、新規1箇所、更新6箇所、工事費689千円

③ ヨシ保全事業（3, 160千円）

平成2年度からヨシ帯の保全事業を行っており、地域団体によるヨシ保全事業に対して補助金交付等により活動を支援する。

令和7年度実績：補助金交付額590千円、補助対象団体8団体（5学区）

（4）公害監視調査事業（59, 151千円）

① 発生源の監視及び指導

公害関係法令等に基づき、工場、工事現場等の監視及び立入調査を実施し、水質、大気、騒音等の規制基準に違反している事業者に対して指導（施設の構造、使用の方法、処理の方法の変更等）を行う。



《水質汚濁防止法等に基づく立入調査の様子》



《大気汚染防止法等に基づく立入調査の様子》

② 環境の監視・調査

【主な調査業務】

(ア) 河川の水質調査

市内24河川（P9に掲載）において水質の調査を実施し、異常が確認された際には、原因を特定するためその流域の調査を行う。

(イ) 大気常時監視測定局における定点調査

市内7地点（P8に掲載）に設置した監視局において大気環境を監視し、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）で異常が観測された際には、市民への注意喚起等を行う。

(ウ) 道路交通騒音の調査

主要な幹線道路において騒音の調査を実施し、基準値を超える数値が確認された際には、道路管理者等に対策を求める。



《水質調査の様子》



《騒音調査の様子》

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

(1) 大津市環境基本計画（第3次）中間見直し

令和8年6月及び11月の環境審議会審議並びに9月及び11月通常会議の生活産業常任委員会報告を経た後、令和9年1～2月頃にパブリックコメントを実施する予定。

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減することを通過点として、令和8年度は、市有施設（庁外）のLED化改修や再エネ電力の導入など「市役所の率先した取組」や地球温暖化防止等活動推進事業を通じた「市民及び事業者に対する普及啓発」などに取組むが、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、さらなる推進が必要である。

(2) 琵琶湖の環境保全について

近年大量の水草等が湖岸に打ち上げられ、悪臭を放つなど生活環境に悪影響を与えている。これまで、市民団体等による清掃活動が行われてきたが、高齢化や熱中症予防のため活動規模が縮小傾向にあり、これら団体の活動が行届かない場所等の適正管理のほか、水草の中には市民団体等で除去が困難な外来水草も多く含まれていることが課題である。



《水草漂着の様子（なぎさ公園）》

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

廃棄物減量推進課

1 廃棄物減量推進課の事務概要

(1) 3R推進係

- ①ごみ処理施策の企画及び調整に関すること。
- ②ごみ減量推進施策に関すること。
- ③資源再利用推進施策に関すること。
- ④環境美化推進施策に関すること。
- ⑤リサイクルセンター木戸の指定管理者による管理に関すること。
- ⑥課の一般庶務に関すること。

(2) 指導係

- ①ごみ処理業者の許可及び指導監督に関すること。

- ②ごみ収集委託に関する事。
- ③ごみの適正排出及び処理に関する事。
- ④一般廃棄物排出事業者の指導に関する事。
- ⑤ごみ集積所の設置及び変更に関する事。

(3) 生活排水係

- ①し尿処理事業の総合計画に関する事。
- ②し尿処理事業の委託に関する事。
- ③し尿処理業者等の許可及び指導監督に関する事。
- ④浄化槽の整備促進及び設置費等補助に関する事。
- ⑤浄化槽の保守点検業者の登録に関する事。
- ⑥公衆便所の維持管理に関する事。

2 令和7年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 一般廃棄物処理基本計画中間見直しに係るごみ組成調査及び市民意識調査

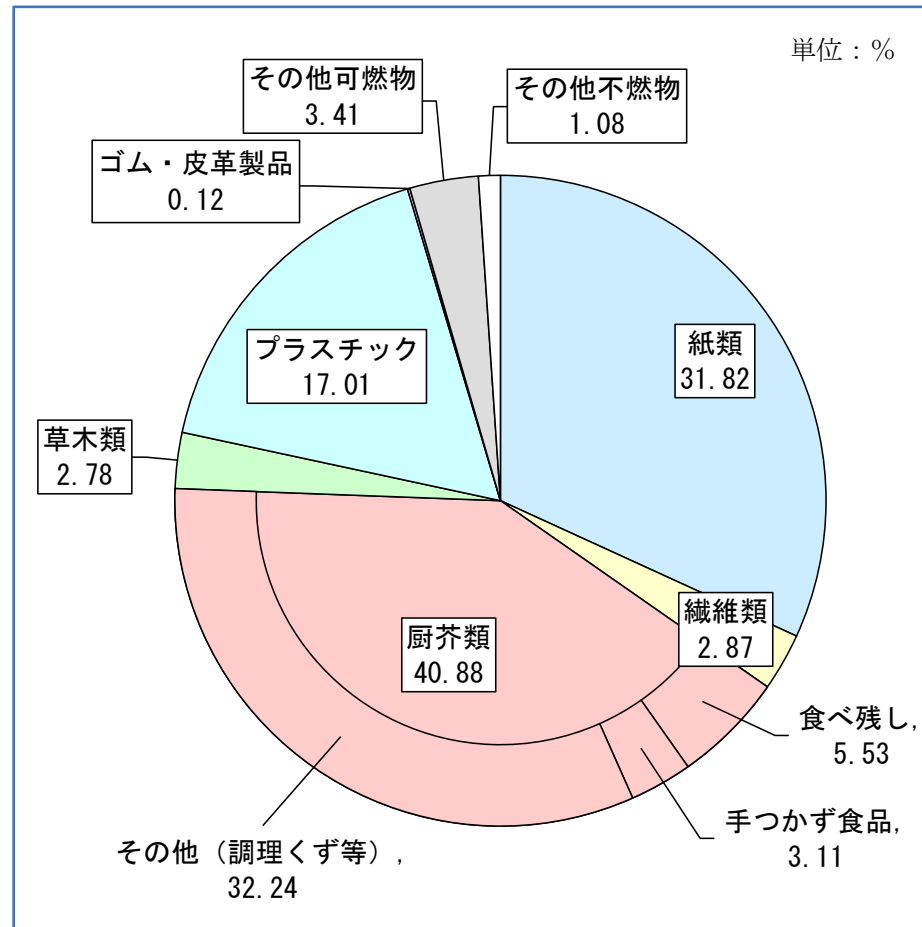
当該計画の中間見直し（令和8年12月策定予定）にあたり、基礎調査として、ごみ組成調査及び市民意識調査を実施した。

◆ごみ組成調査の概要

対象品目：【家庭系】 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック製容器包装」
【家庭系食品ロス】 家庭系「燃やせるごみ」の厨芥類のうち、食べ残し、手付かず食品等
【事業系】 「燃やせるごみ」

調査期間：令和7年11月19日～令和7年12月10日

◆ごみ組成調査の結果（抜粋）



家庭系燃やせるごみの組成割合

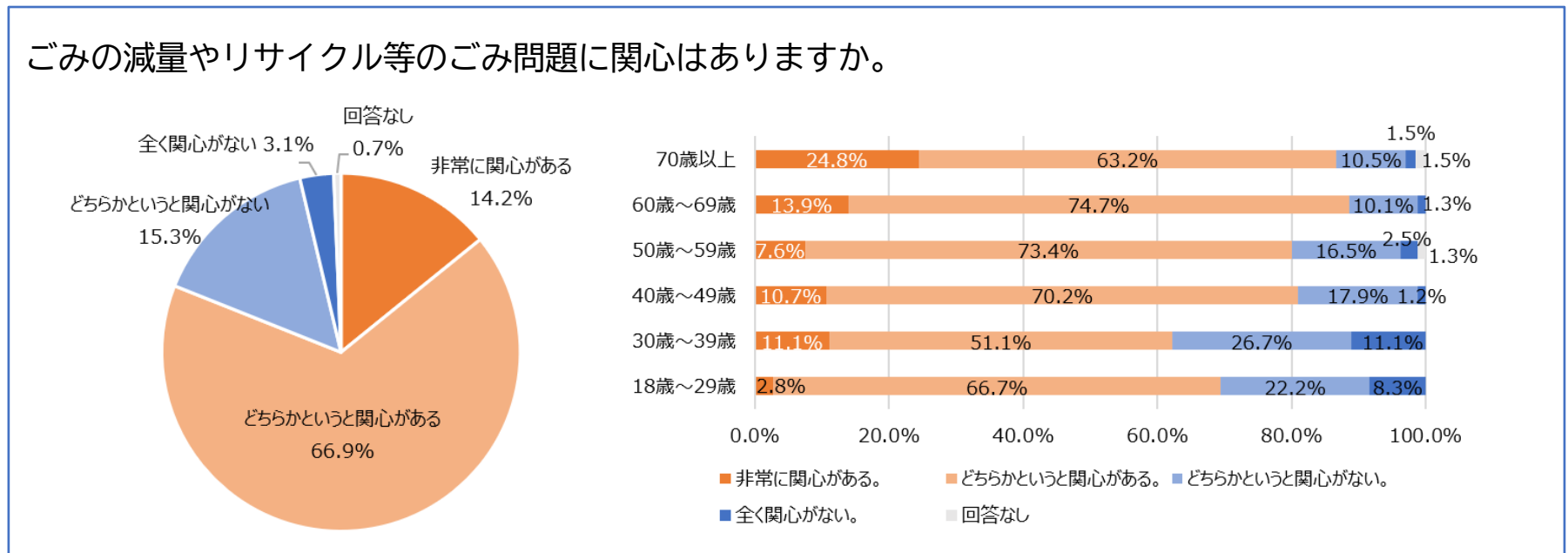
◆市民意識調査の概要

対 象：市民1,000人 / 事業者200社

調査期間：令和7年12月15日～令和8年1月12日

回 答 数：市民459件（回答率45.9%） / 事業者72件（回答率36.0%）

◆市民意識調査の結果（抜粋）



3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 3R推進について（3R → Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)）

本市がこれまで取り組んできた、ごみ減量施策や資源化は、SDGs12番のゴールである「持続可能な生産消費形態の確保」中、ターゲット12.5で「2030年までに、予防、削減、リサイクル、および再利用(リユース)により廃棄物の排出量を大幅に削減する」として掲げられている。引き続き、より一層の事業充実と市民意識の向上を図る。

また、プラスチック資源循環促進法において3R + Renewable(再生可能資源への転換)の原則が取り入れられたことから、リサイクルセンター木戸を改修し、木材等資源の利用に関する啓発機能を充実させる。

なお、プラスチックごみの一括回収によりプラスチック製容器包装に併せて製品プラスチックを中間処理することについては、施設面での課題が明らかになったため、当面は現行どおりの分別を継続し、国の動向を見極めながら、対応の判断をしていく。

① 刈り草・剪定枝及び水草の堆肥化事業（32,611千円）

道路や公園等の維持管理の際に発生する刈り草・剪定枝及び琵琶湖や河川等で刈り取った水草のうち、市の焼却施設で受け入れることができない大きさや性状のものを堆肥化处理し、市内の希望者に無料配布している。

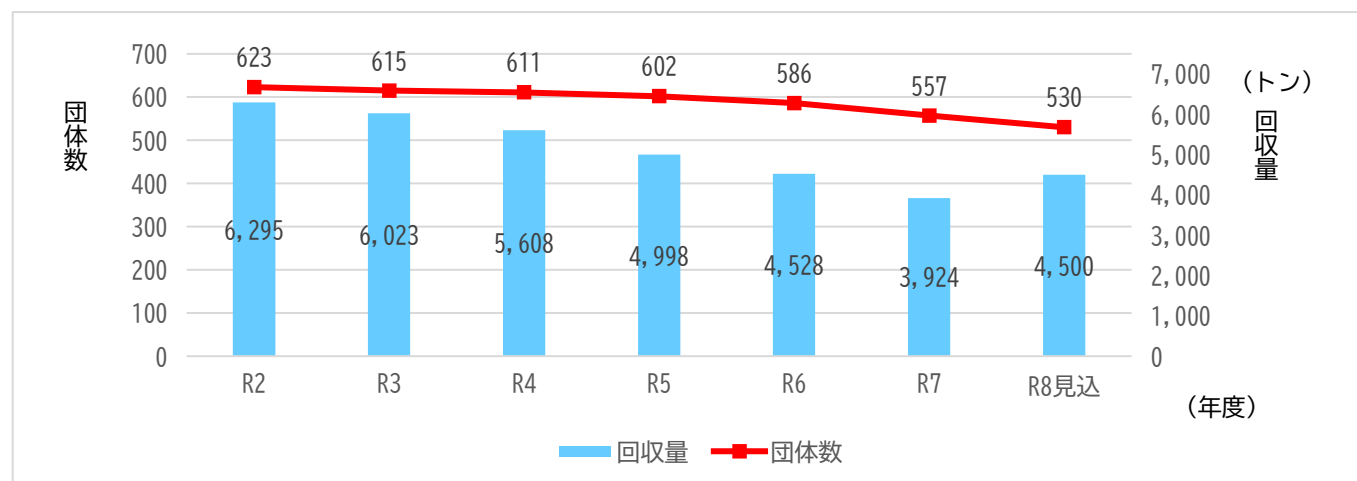
② 集団資源回収促進補助事業（20,900千円）

自治会、子ども会などの団体を主体とした、地域における古紙等の資源回収活動に対する支援事業。

近年、情報のデジタル化や、店頭での資源回収の普及、自治会加入率の低下にみられる地域コミュニティの希薄化などにより、回収量は減少傾向にある。

	補助単価（団体）	補助単価（業者）	予算額
令和8年度	団体3円/kg	業者2円/kg	（当初）20,900千円

《集団資源回収による回収量等推移》



③ ごみ減量と資源再利用推進会議関連事業（3,047千円）

学区自治連合会や地域女性団体連合会、市民団体などから構成される市民会議「ごみ減量と資源再利用推進会議」（昭和56年5月30日発足）との協働で、リサイクルフェアや古着のイベント回収、おおつエコ・リサイクルコンクール等を実施する。



＜リサイクルフェア2025＞
来場者数 延1,609人



＜おおつエコ・リサイクルコンクール＞
応募数 453点



＜古着のイベント回収＞
2日間で約15トン

④生ごみ処理機等活用事業補助、ごみ集積所設置等補助、再生資源保管庫等設置事業補助、カラス除けネット貸与の実施

種 類	支 援 内 容	令和8年度当初予算
生ごみ処理機等	処理機購入費の1/3を支援（限度額2万円） コンポスト容器の1/2を支援（限度額4千円）	2,640千円
ごみ集積所設置	設置費用の1/2を支援（限度額10～8万円） 既存改修費用の1/2を支援（限度額5万円）	6,000千円
再生資源保管庫	設置費用の1/2を支援（限度額8万円）	160千円
カラス除けネット	カラス除けネットを貸与	2,757千円 (参考) R7年度2,757千円

(2) 3R啓発事業について

大津環境テクノロジー（株）により環境美化センター内啓発事務所及びリサイクルセンター木戸において3R啓発事業を実施している。令和7年度の実績は下表のとおり。

		環境美化センター	リサイクルセンター木戸
3R教室		33回実施（延290人参加）	27回実施（延305人参加）
リユースコーナー	引渡し申込（入）	224件（3,714点）	335件（4,782点）
	譲受け申込（出）	611件（3,110点）	951件（3,388点）

(3) リサイクルセンター木戸改修工事について（R7：15,034千円、R8：24,200千円）

令和6年度の「リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例」の一部改正により、設置目的を「資源の有効利用と廃棄物の減量の促進」から「循環型社会の形成の推進」に改めた。

これを受け、再生可能資源への転換に向けた啓発等のため、その一つである木材等の加工活動が行えるように令和7年度より改修工事を実施している（令和8年6月末工期）。リニューアルオープンは「大津市木戸さすてなプラザ」に改称し、令和8年9月の予定。

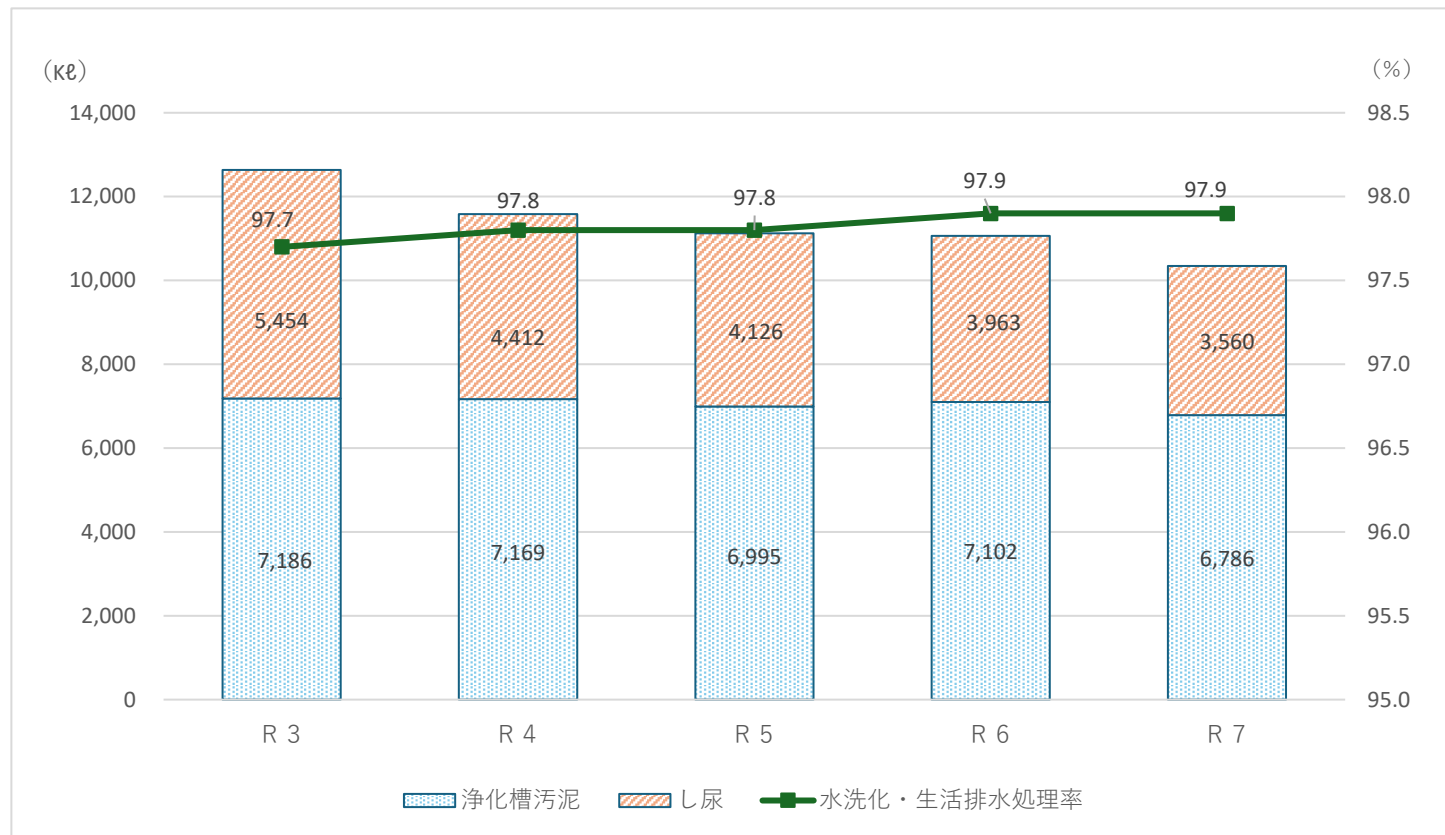
なお、令和8年4月から令和11年3月末までを指定期間とする指定管理者の募集にあっては、リニューアル後の施設における事業提案を求め、次の提案を採用している。

- ・ 大津市木戸在住の人間国宝 宮本貞治氏の協力による木工芸教室や木工芸に関する相談事業
- ・ 木工芸職人の作業公開
- ・ 交流の場の提供から次世代の育成へ
- ・ 木材に係る資源循環に関する情報提供（常設展示等）

(4) し尿処理事業について

本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、水洗化・生活排水処理率の向上に伴って減少傾向にある。

《し尿処理施設の処理量等の推移》



4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

- ・ 一般廃棄物処理基本計画中間見直し

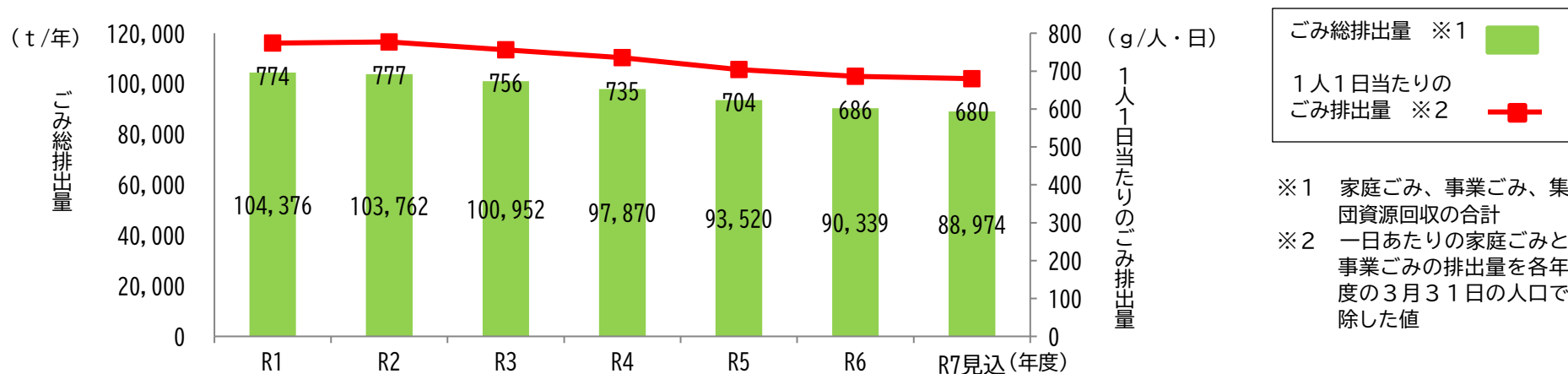
令和8年5月及び7月の廃棄物減量推進審議会審議並びに9月通常会議の生活産業常任委員会報告を経た後、令和8年9月～10月頃にパブリックコメントを実施する予定。

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) ごみ量の推移について

令和7年度のごみ総排出量は、家庭系が約2.02%の減、事業系が約2.57%の増となり、前年度と比較して約0.89%減となる見込みである。

令和8年度は、引き続き「ごみ減量と資源再利用推進会議」等との協働による周知・啓発をはじめ、ごみ減量施策を推進していくが、この間の推移も踏まえて、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに取り組む必要がある。



(2) リチウムイオン電池等の定期収集への混入対策について

リチウムイオン電池及びこれらを内蔵した小型家電製品が市の定期収集ごみに混入すると、収集運搬車両やごみ処理施設内での火災原因となることから、販売店等での回収対象とならなかったものなどは、市の定期収集のうち、月1回の「びん」の日に同時に収集する取組を令和6年7月1日より開始している。

しかしながら、令和7年度においても家庭ごみ定期収集車の火災事故が2回発生していることから、消防局等の関係機関とも連携しながら、周知・啓発を強化していく必要がある。なお、国においても関係省庁が連携して取りまとめられたリチウムイオン電池総合対策パッケージが令和7年12月に示されるなど、対策の強化が図られてきており、注視していく必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

産業廃棄物対策課

1 産業廃棄物対策課の事務概要

(1) 庶務グループ

①課の庶務に関すること。

(2) 審査・規制グループ

①産業廃棄物処理に係る企画及び調整に関すること。

②産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導に関すること。

③産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の設置許可及び指導に関すること。

④使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に関すること。

⑤ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に関する

ること。

⑥産業廃棄物排出事業者の指導に関すること。

(3) 監視・指導グループ

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づく
廃棄物の不法投棄その他の不適正処理の防止及び指導に関すること。

②大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成26年条例第11号)に基づく土砂等による埋立
て等の規制に関すること。

2 令和7年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 産業廃棄物等分析検査業務

産業廃棄物最終処分場の設置事業者が、廃棄物処理法で定める維持管理上の基準を遵守し、施設を適正に維持管理しているかを確認するために、計画的に立入検査を実施し、浸透水、周辺の地下水等の水質検査を行っている。

令和7年度は、7施設に対して18回、のべ87地点において採水を実施した。



《水質検査の様子》

(2) 水質モニタリング調査事業

過去に有害物質等に汚染された土砂等が違法に埋め立てられ、その後、事業者により必要な措置が講じられた土地の経過監視のため、周辺水路水及び地下水の調査を継続して実施している。

令和7年度は、周辺水路4地点及び地下水3地点で毎月1回、水質調査を実施し、その結果については地域自治会へ情報提供を行った。



《当時の埋立ての様子》



《水質検査の様子》

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 法及び条例に基づく許可等の適正な執行

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係（廃棄物処理法）

産業廃棄物収集運搬業や産業廃棄物処分業の許可等及び廃棄物処理施設の許可等の事務、並びにこれら許可業者や許可施設に対する指導監督を行う。また、感染性廃棄物を排出する市内の多量排出事業者（医療機関）への指導監督も行っていく。

（4月1日現在の指導監督対象）

・ 産業廃棄物収集運搬業者	5 事業者
・ 産業廃棄物処分業者	14 事業者
・ 産業廃棄物処理施設等	40 施設
・ 一般廃棄物処理施設	2 施設
・ 医療機関（多量排出事業者）	6 事業者



《最終処分場の様子》

②使用済自動車の再資源化等に関する法律関係（自動車リサイクル法）

使用済自動車に関する引取業者やフロン類回収業者の登録事務並びに解体業や破砕業の許可等を行う。

（4月1日現在の許可、登録者数）

- ・引取事業者 61事業者（83事業所）
- ・フロン類回収事業者 16事業者（30事業所）
- ・解体業者 1事業者

③PCB廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法関係（PCB特措法）

PCB廃棄物を保管している事業所の保管状況の把握や期限内の適正処理に向けた指導監督を行う。

（令和7年度届出事業所数）

- ・届出事業所 53事業所



《PCB含有の可能性のある電気機器》
（変圧器）

(3) 廃棄物不適正処理対策事業 (6,960千円)

地域住民と連携した監視パトロール、不法投棄等のおそれのある地域への警告看板等の設置、啓発チラシの配布による未然防止を図るとともに、廃棄物の不適正な管理や処理を行っているおそれのある行為者等に対し指導監督を行う。

- ・ 警察OBの会計年度任用職員4人等による監視パトロール
- ・ 不法投棄監視員による監視パトロール (市内24学区25名)



(4) 土砂等による土地の埋立て等の規制に係る事業 (4,005千円)

土砂等の埋立て等が行われる事業区域等へ定期的に立入検査を実施し、ドローンを用いた測量調査、土壌や水質の調査により、自然環境等に及ぼす影響を確認するとともに、事業者に対する指導監督を行う。

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

環境施設課

1 環境施設課の事務概要

(1) 整備グループ

- ①一般廃棄物処理施設の整備計画の立案及び推進等に関すること。
- ②一般廃棄物処理施設の整備及び施工監理に関すること。
- ③一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の整備に関すること。

(2) 推進北部グループ、推進南部グループ

- ①一般廃棄物処理施設に係る用地取得及び当該取得に伴う補償に関すること。
- ②一般廃棄物処理施設に係る地域との協議に関すること。
- ③一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の整備に関すること。

(3) 推進庶務グループ

- ①課の一般庶務に関すること。
- ②循環型社会形成推進交付金及び地域計画に関すること。

2 令和7年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 南部衛生プラント解体撤去工事 (予算課：衛生プラント)

平成28年3月策定の「し尿・浄化槽汚泥処理施設実施基本計画」に基づき、令和4年8月に廃止した施設を解体するにあたり、令和6年度の基本計画、令和7年度の土壌調査等に続いて、令和8年度は有害物質等の調査及び工事発注に必要となる発注仕様書等の作成を行う。解体工事については、令和9年度以降に着手し、

約3か年の期間を要する計画である。

(2) 大石中町污水处理施設解体撤去工事（予算課：環境美化センター）

令和5年度の基本設計、令和6年度の実施設設計及び令和7年度の処分場廃止手続きを受けて、令和9年9月末までを工期として解体撤去工事を進めている。

(3) リサイクルセンター木戸改修工事（予算課：廃棄物減量推進課）

「リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例」の一部改正により、設置目的を「資源の有効利用と廃棄物の減量の促進」から「循環型社会の形成の推進」に改めたことにより、再生可能資源への転換に向けた啓発等のため、その一つである木材等の加工活動が行えるように令和7年度より改修工事を実施している（令和8年6月末工期）。リニューアルオープンは「大津市木戸さすてなプラザ」に改称し、令和8年9月の予定。

(4) 伊香立環境交流館解体撤去工事（予算課：環境施設課）

令和8年4月に竣工した新伊香立市民センターの建設にあたり、公共施設マネジメントの観点から環境交流館の機能を新伊香立市民センターに集約し、本年3月末をもって施設を廃止したことから令和7年度のアスベスト調査及び解体実施設計を受けて、解体撤去工事を行う。

(5) 地区環境整備事業（95,733千円）

一般廃棄物処理施設（ごみ、し尿）の運営等を円滑に推進するため、地元自治連合会等との覚書に基づき関係地域において環境整備事業を推進する。

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 廃棄物処理施設の解体の計画的な推進

平成29年度から進めてきたごみ処理施設の改築が令和4年度で終了し、今後は、公共下水道事業の推進等により集約化した「し尿処理施設」や廃止した最終処分場に付随する「汚水処理施設」等の解体・撤去を順次進めていく予定である。一方で、多額の費用を要する施設解体にあたっては、財源の確保が課題であり、これまでから循環型社会形成推進交付金の拡充等について、国へ要望してきている。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

環境美化センター

1 環境美化センターの事務概要

(1) 処理係

- ①ごみの処分に関すること。
- ②ごみ処理施設の民間事業者による管理運営及びそのモニタリングに関すること。
- ③施設に係る周辺環境調査に関すること。
- ④廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- ⑤ごみの処分に係る調査統計に関すること。
- ⑥ごみ処理施設運営に係る地域との協議調整に関すること。
- ⑦環境美化センターの一般庶務に関すること。

(2) 処分場係

- ①ごみの最終処分に関すること。
- ②最終処分場の維持管理に関すること。
- ③施設に係る周辺環境調査に関すること。
- ④廃棄物処理手数料の徴収に関すること。

2 令和7年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 環境調査業務

ごみ処理施設並びに最終処分場 発生源及び周辺調査（31,000千円）

環境美化センター、大田廃棄物最終処分場、南部・第二南部不燃物処分地、中町最終処分場及び淀町最終処分場の操業等に伴う排出ガス、臭気、ダイオキシン類、放流水等について、法令等基準及び環境保全協定値等の遵守、適正な維持管理を確認するため、調査を実施した。令和7年度も著しい変化は見られず、施設周辺の環境は適切に維持されている。

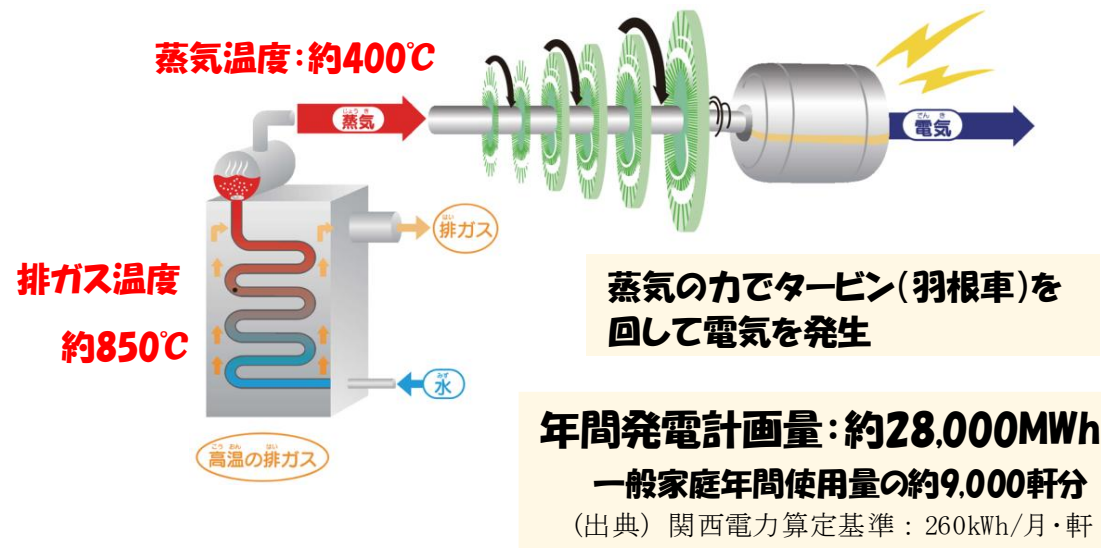
3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 環境美化センター管理運営事業（398,207千円）

平成29年2月に大津環境テクノロジー株式会社（特別目的会社）と締結した「ごみ処理施設整備・管理運営事業」の委託契約書、要求水準書、提案書及び業務マニュアル等に示される業務の履行状況を確認するため、市職員による定期並びに随時のモニタリングを実施している。処理施設が持つ能力が適切に発揮され、一般廃棄物の適正かつ円滑な処理並びに資源化が図られるよう、特別目的会社に対する適正な運営管理上の指導監督を行っている。令和8年度は、焼却施設並びにリサイクル施設を対象に定期モニタリング会議を12回開催し、業務の適切な履行確認を実施する。また、環境調査や灰運搬業務の委託を実施し、安全かつ安定した操業を図る。

《環境美化センター焼却施設 実績》

年 度	燃やせるごみ総搬入量	焼 却 量	発 電 量
令和7年度	43,596トン	43,893トン	27,525MWh
令和6年度	43,659トン	43,443トン	27,343MWh



《環境美化センターリサイクル施設 実績》

項目／搬入量	令和7年度	令和6年度
大型ごみ	1, 106トン	1, 077トン
燃やせないごみ	824トン	820トン
合計	1, 930トン	1, 897トン

項目／搬入量	令和7年度	令和6年度
かん	148トン	147トン
びん	758トン	800トン
ペットボトル	474トン	483トン
充電池等	1.5トン	0.5トン
合計	1, 382トン	1, 431トン

(2) 大田廃棄物最終処分場及び南部・第二南部不燃物処分地の管理運営事業 (88, 710千円)

最終処分での適正な埋め立て並びに景観の保全、浸出水処理の維持管理・計画的整備補修及び環境調査を実施することで、良好な周辺環境の保全に努める。

・大田廃棄物最終処分場 令和7年度埋立量 5, 572トン (4, 373^m)

※ 南部・第二南部不燃物処分地は埋立事業を完了し、浸出水処理等のみ継続して行っている。

《令和7年度末埋立実績量》

区 分	総埋立量	埋立率
第 2 期	36,723m ³	15.97% / 230,000m ³

《大田廃棄物最終処分場 第二期埋立地の状況》



(3) 中町及び淀町最終処分場の管理運営事業（375,684千円）

最終処分場から発生する浸出水を水処理施設で安全に処理するとともに、大石学区自治連合会と令和2年3月30日付けで締結した環境保全協定書に基づき、地域の生活環境の保全に努める。

中町最終処分場は浸出水の水質並びに発生ガスの結果が法令上の最終処分場の廃止に関する技術上の基準を満足していることから、令和5年度の基本設計、令和6年度の実施設計及び令和7年度の処分場廃止手続きを受けて、令和9年9月末までを工期として解体撤去工事を進めている。

淀町最終処分場は平成25年度をもって埋立事業が終了し、表面利用として、一部を大規模太陽光発電事業（約1.6ha）に活用するとともに、一部は令和6年6月から大津大石淀グラウンド・ゴルフ場（約2.9ha）として整備、供用開始している。

淀町水処理施設は水質及び発生ガス等が廃止基準を満足するまでの間は、適切な運転管理を継続していく。

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

北部クリーンセンター

1 北部クリーンセンターの事務概要

(1) 業務係

- ① 臨時ごみの収集、運搬及び配車計画に関すること。
- ② 収集車両の管理に関すること。
- ③ 美化パトロール並びに散在性ごみ及び不法投棄ごみの回収に関すること。
- ④ 犬、猫等の死体の収集及び運搬に関すること。
- ⑤ 廃棄物処理に係る委託及び資源物の売却に関すること。
- ⑥ 北部クリーンセンターの一般庶務に関すること。

(2) 処理係

- ① ごみの処分に関すること。

- ② ごみ処理施設の民間事業者による管理運営及びそのモニタリングに関すること。
- ③ ごみ処理施設及び付属諸施設の維持管理に関すること。
- ④ 施設に係る周辺環境調査に関すること。
- ⑤ 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- ⑥ ごみの処分に係る調査統計に関すること。
- ⑦ ごみ処理施設運営に係る地域との協議調整に関すること。

(3) 処分場係

- ① ごみの最終処分に関すること。
- ② 最終処分場の維持管理に関すること。
- ③ 施設に係る周辺環境調査に関すること。

2 令和7年度に実施された調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 環境調査業務

ごみ処理場施設並びに最終処分場、発生源及び周辺調査（19,589千円）

北部クリーンセンター、北部廃棄物最終処分場の操業等に伴う大気、ダイオキシン類、処理水、臭気等への影響について調査を実施し、法令等基準及び環境保全協定値等の遵守、適正な維持管理がなされているかの確認を行った。令和7年度の結果も適正な状態が保たれていた。

(2) プラスチック製品資源化に向けた施設改修等検討支援業務（4,950千円）

北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設において、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品も合わせて資源にするために必要な実証実験を行い、資源化手法を検討し、現施設の活用以外に実施可能な手法も考察して整理を行った。

- ・ 定量混合したプラスチック製品を用いた運転試験
- ・ 現施設における処理能力への影響と課題点の整理
- ・ 分別基準案の作成
- ・ 現施設を活用する際に必要な機能の整理と改修案の作成
- ・ 現施設の改修以外に採用可能性のある手法の調査と比較検討資料の作成

調査検討の結果、現施設の改修案は、更新機器の重量増で既存建屋の構造耐力が不足すること、リチウムイオン電池火災対策等の対応が部分的となることなどから採用は望ましくないと判断した。その他、採用可能性のある手法として、新設案と処理委託案を検討したが、それぞれ立地場所とイニシャルコストの確保や委託できる民間事業者の確保が課題であり、当面は現行どおりの分別を継続し、国の動向を見極めながら対応の判断をしていくこととした。

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

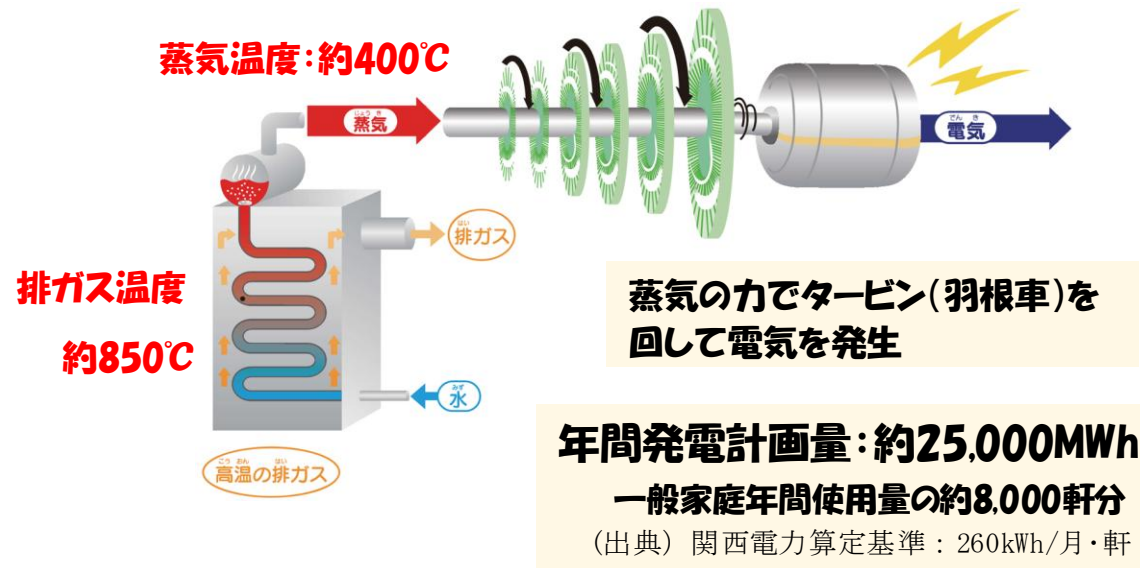
(1) 北部クリーンセンター管理運営事業（578,394千円）

平成29年2月に大津環境テクノロジー株式会社（特別目的会社）と締結した「ごみ処理施設整備・管理運営事業」の委託契約書、要求水準書、提案書及び業務マニュアル等に示される業務の履行状況を確認するため、市職員による定期並びに随時のモニタリングを実施している。処理施設が持つ能力が適切に発揮され、一般廃棄物の適正かつ円滑な処理並びに資源化が図られるよう、特別目的会社に対する運営管理上の指導監督を行っている。

令和8年度は、焼却施設並びにリサイクル施設を対象に定期モニタリング会議を12回開催し、業務が適切な履行確認を実施する。また、環境調査や灰運搬業務の委託を実施するとともに、本市が直営で運営を行っている既存のプラスチック容器資源化施設と前述の2施設との有機的な連携を図ることによる安全かつ安定した操業のもと、ごみの適正かつ計画的な処理、処分及び資源化を行っていく。

《北部クリーンセンター焼却施設 実績》

年 度	燃やせるごみ総搬入量	焼 却 量	発 電 量
令和7年度	33,946トン	32,724トン	20,693MWh
令和6年度	33,865トン	32,834トン	20,723MWh



《北部クリーンセンターリサイクル、プラスチック容器資源化施設 実績》

項目／搬入量	令和7年度	令和6年度
大型ごみ	854トン	831トン
燃やせないごみ	784トン	765トン
合計	1,638トン	1,596トン

項目／搬入量	令和7年度	令和6年度
かん	131トン	107トン
びん	648トン	674トン
ペットボトル	389トン	399トン
プラスチック容器	1,680トン	1,699トン
充電池等	1.4トン	0.4トン
合計	2,849トン	2,879トン

(2) 北部廃棄物最終処分場管理運営事業 (37,909千円)

適正な埋立処分と設備の定期的保守点検整備を実施し、汚水処理に万全を期し、良好な環境保全に努める。

・北部廃棄物最終処分場 令和7年度埋立量 1,789トン (1,323m³)

※ うち、北部クリーンセンターからの搬入量 1,656トン

なお、北部クリーンセンターからは、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場にも

2,982トンの焼却灰や破碎不燃物等を搬出している。

《令和7年度末埋立実績量》

区 分	総埋立量	埋立率
増設2期	168,470m ³	89.52% / 188,200m ³

(3) 北部廃棄物最終処分場土堰堤築造工事 (32,428千円)

焼却灰や破碎不燃物を安全かつ適正に埋め立てるための土堰堤 (第4次第2段階その1) を築造する。

(4) プラスチック容器資源化施設小型充電電池等火災対策工事 (29,097千円)

プラスチック容器資源化施設において、収集ごみの中に近年増加しているリチウムイオン電池等の混入が見られるようになったため、火災対策工事を実施する。

実施設計費 1,375千円

工事請負費 27,722千円

(5) 伊香立市民センター移転に伴う環境測定機器等の移設にかかる経費（9,794千円）

伊香立市民センターが移転したことに伴い、北部クリーンセンターで設置していた環境測定機器を移設し、風向風速計を新設する。また、市民センターの屋外に設置していた北部クリーンセンターのモニタリング装置一式を新設する。

伊香立市民センター移転に伴う環境測定機器移設費	319千円
風向風速計設置費	2,475千円
モニタリング用モニター新設、端末等移設費	7,000千円

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

2 令和7年度に実施された調査委託事業等でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 衛生プラント環境調査業務（5, 147千円）

志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの操業に伴う臭気、排出ガス、放流水、焼却灰溶出試験、騒音・振動、ダイオキシン類等について、法令等基準及び環境保全協定値を遵守し、施設の適正な維持管理を確認するため、環境調査を実施した。

調査の結果、令和7年度も、各施設周辺の環境は良好な状況が維持されていることが確認できた。

3 令和8年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 衛生プラント運転管理事業（222,668千円）

志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの施設の維持管理業務を行っている。これら2施設の運転管理業務はそれぞれ業者に委託して実施している。し尿及び浄化槽汚泥の処理実績については、下表のとおり。

《し尿等処理量（令和7年度）》

（単位：kL）

施設名	し尿量		浄化槽汚泥量		合計	
	年間	日平均	年間	日平均	年間	日平均
志賀衛生プラント	1,630	4.5	3,276	9.0	4,906	13.5
北部衛生プラント	1,930	5.3	3,509	9.6	5,439	14.9
計	3,560	9.8	6,785	18.6	10,345	28.4

※令和6年度処理量（参考）

計	3,963	10.8	7,102	19.5	11,065	30.3
---	-------	------	-------	------	--------	------

(2) 衛生プラント施設整備事業（157,567千円）

①衛生プラント長寿命化整備事業

南部衛生プラントを廃止したことで、令和4年1月から志賀衛生プラントと北部衛生プラントの2施設による処理体制となった。これら現有2施設の老朽化が進行していることから、安全で安定した操業を継続するため、「大津市衛生プラント長寿命化総合計画」（令和5年3月策定）に基づき、施設延命化のための改修・整備を令和5年度から令和14年度の10年間をかけて実施している。

②南部衛生プラント解体撤去事業

平成28年3月策定の「し尿浄化槽汚泥処理施設実施基本計画」に基づき令和4年8月に廃止した施設を解体するにあたり、令和6年度の基本計画、令和7年度の土壌調査等に続いて、令和8年度は有害物質の調査及び工事発注に必要となる発注仕様書等の作成を行う。解体工事については、令和9年度以降に着手し、約3か年の期間を要する計画である。

4 令和8年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし